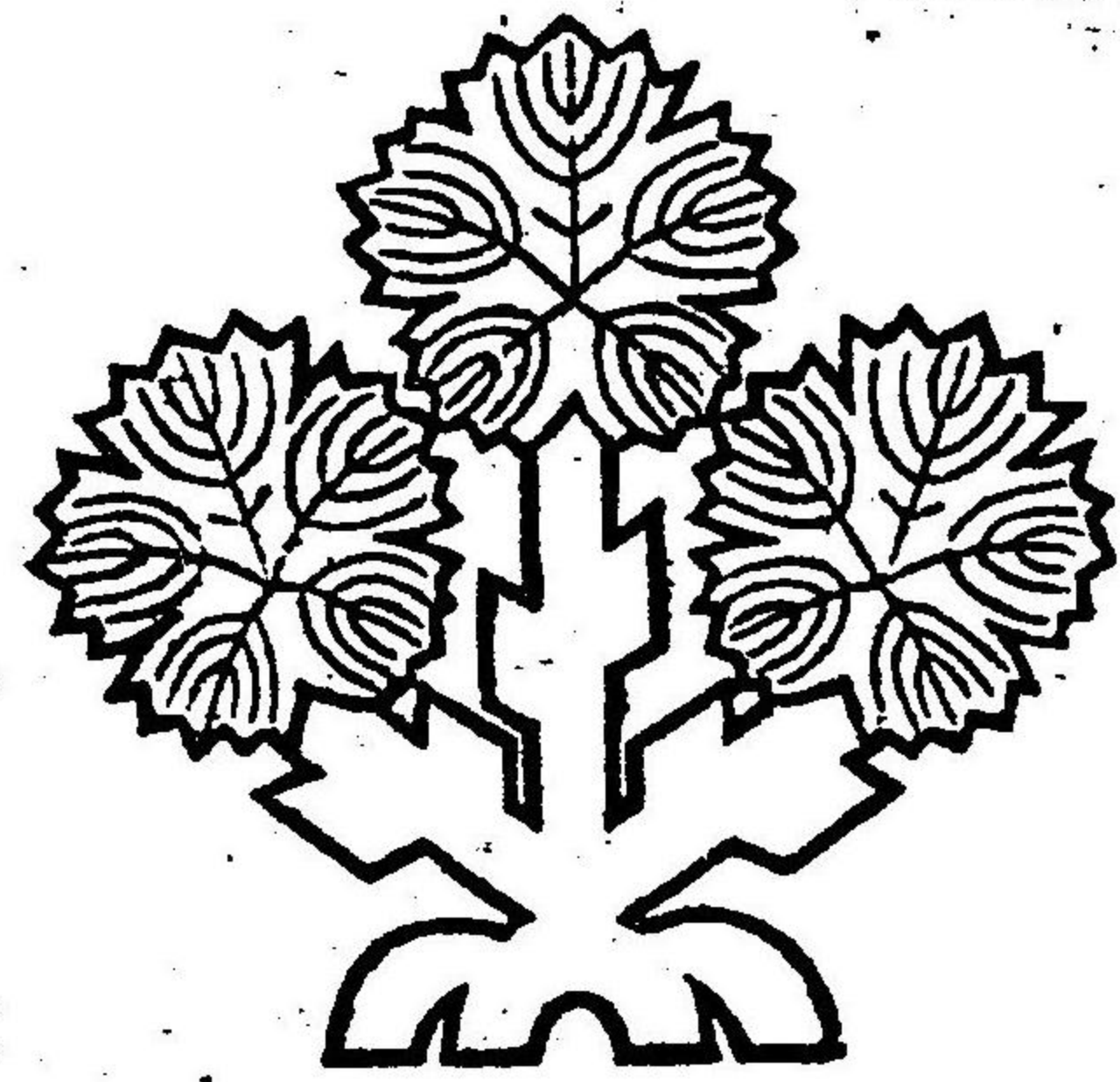
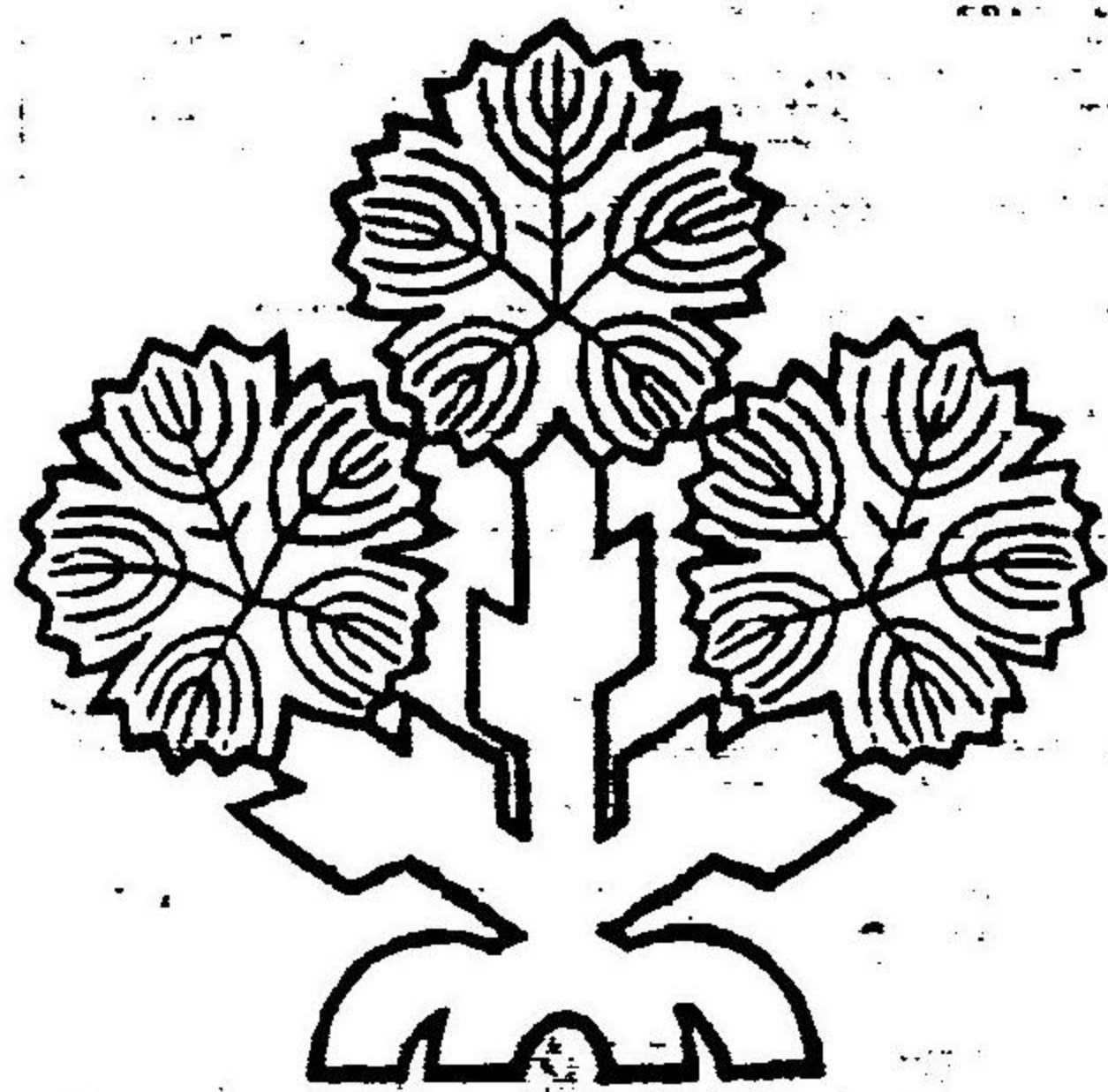


116
189

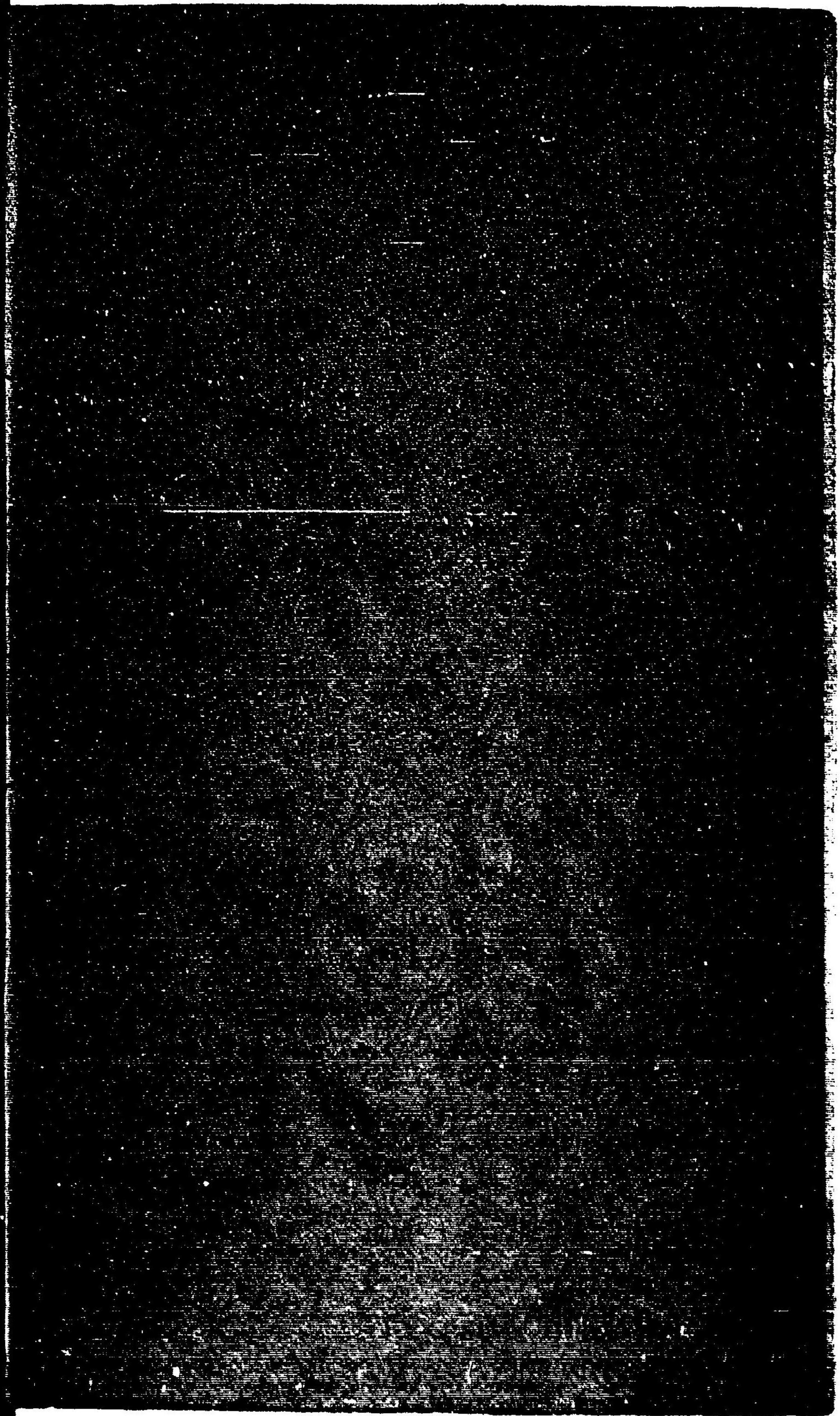


諏訪神社略縁起

全



高神
明光



子成ハ子成

子成

本意

枝言

いさねあし

酒神の神

美新の謹題

空桓志

たぐ、大津式と

おしく神子

りきと記五

空位源清經

美すゝかる信濃國に鎮座をなす官幣中社諏方の御社は、大國主神の御子建御名方命を祭れる御社にして、我國内大小の神社數多ありといへども、出雲なる大社と共に世に並ふべき物もなき古社なり、そも大神の御事蹟は、古事記にしろせり一節の外に、確實なるものなからぬは、年頃いとあかすかしまき心地を侍るをうれなきかも諏方神社の元神長官なりける、守矢實久ぬし、あはれ同社の鎮座の來歴と共に、其神威の出現を説かれたるのみならず、その神社に係れる凡へての御祭事の事ともなご、ねも六ろに記されたる一巻あるは、いはゆる奉仕をまめくし、祭神を敬ふ心より出て、世にあらゆる巳れが榮利の爲に、書籍をつくり出せるものと、齊境の差ありて、いごもたのもしきかさりなり、且是は略縁起にもあるを思へは猶

愈心をふかめて、やかて詳なる本縁起を物せられん心
なりけんを惜しきかあ、今は世にあき人となりて、ぬえか
遺稿となりぬるそ、いとく遺憾の極みありき、さはいへ
どこの一卷のこれはこそ、後の世の文よむ人々の便とも
なりて、其いさをは、永く傳はりつゝ朽せざるへけれ、此度
ぬえの弟ある眞幸ぬし、此稿を携へ來りて已れに、はるか
させよとあるに、深きちあふもあれはいふまんすへもあ
く諾ひつゝ、後の世に傳へて便りとせん心にうれえく思
ふまくをかくなん

明治三十五年三月

正五位子爵諏訪忠元

家神

神教女守書



元主事守矢氏之書子之書久し
蒙れ皆る病神林社
甲子後張のけり云

七十七卷

神寶殿

大神のいふはりも
あつたるはつたる
あつたるはつたる
あつたるはつたる

自序

健御名方命(諏方大神)の御事蹟たるや往々古書にありと雖も詳細に
窺知する能はず深く遺憾と爲す所なり予此事を常に嘆し謀るに書
神長官守矢實久氏より以てす其は元來師弟に約あればなり先生予が
意を了知し百方心を碎き舊記を捜査し以て相努む數句にまて稿成
る然りと雖も未だ之を世に公にするに機至らず情故先生忽焉病の
爲先に登殿して今世にわらず予先約の縁故あるに因み遺稿の烟滅
に歸せし事を憂ひ先生の意を繼ぎ大神に稜威尊殿の下に御事蹟に
概略を後世に傳へ専ら敬神者の便に供せんとし諏方神社畧縁起と
題し愈世に公にす請ふ看客其意を諒せよ

幸甚

抑も 諏方大神出雲國より此土に來り給ふの時神長祖神我矢神
曾てより此地に住す仍て之を拒み藤枝鉄鎗を以て互に相争ひ遂
に大神の稜威に服従す爾來世々神長職を承仕し家系連綿七十有

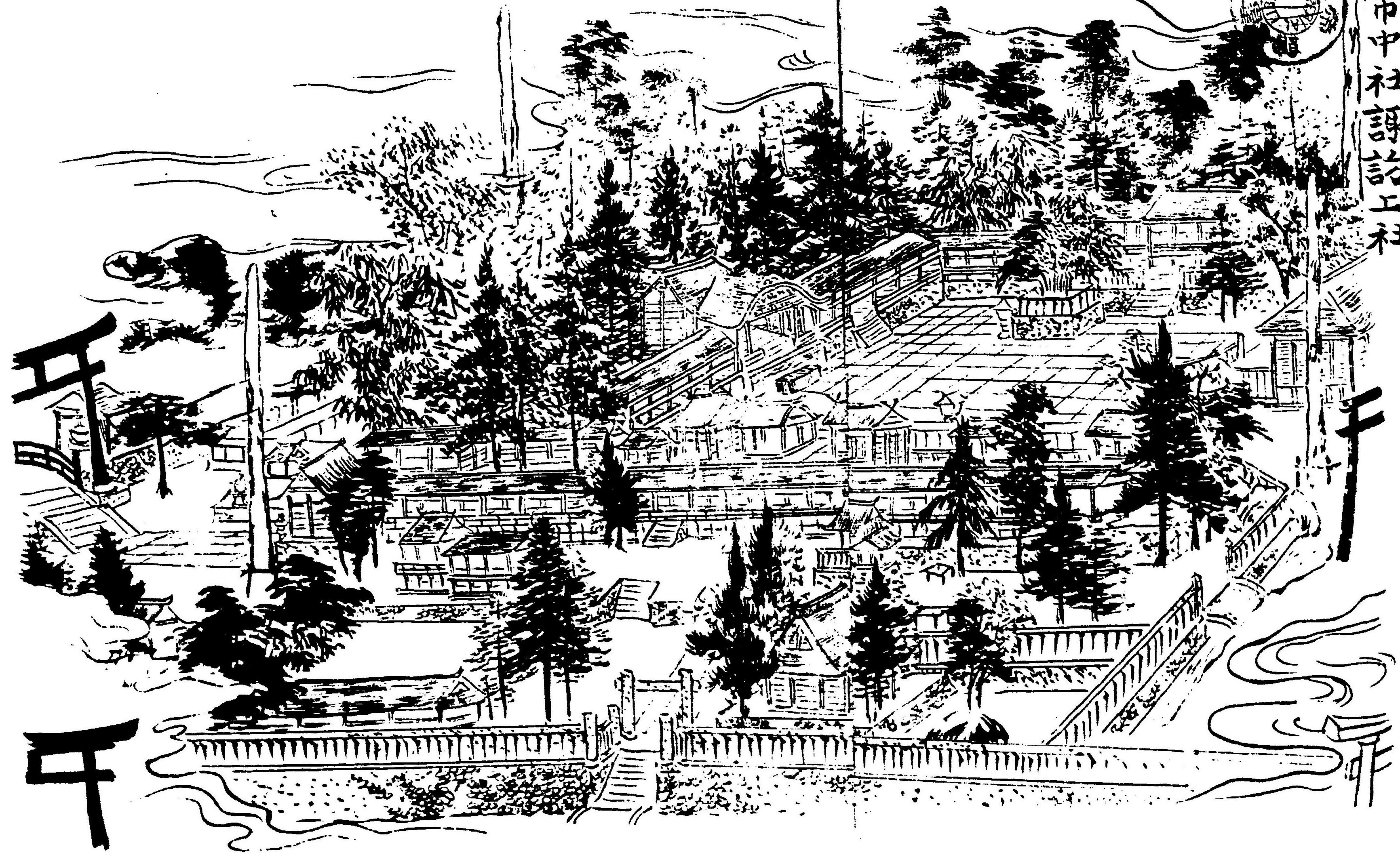
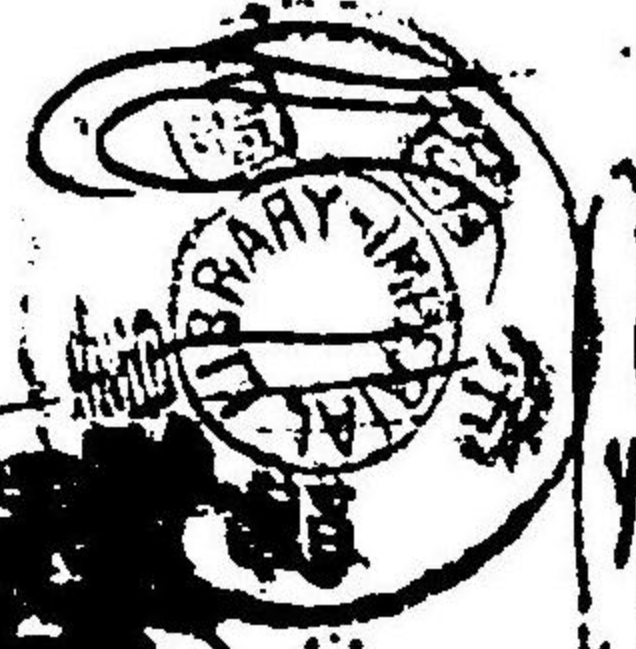
六世にして先生に至る先生幼より學を好む高家中條侍從信禮會
て歌に寄せて名を志津摩と更む又繪画を善く芝原山と号す和漢
の學且丹青の道を以て世に知らる先生曩に 兩陛下皇婚式奉祝
け爲り丹風朝陽の圖を描き以て献上す後宮内大臣として獻慮淺
からざるの令旨を賜はる 東宮殿下御結婚式の盛典あるや又奉
祝け爲り於能恭呂島に圖を寫して之れを獻す中山東宮大夫と云ふ
て御満足の旨御沙汰書を賜ふ等名譽を貽す先生父を實顯と云ふ
好んで書を善くし南臺と号す明治維新西遊一變に際し國方神社
権禰宜を奉仕せり然りと雖も年老たるを以て職を辭す爾後閑に
居りて筆硯に遊ふ

因に記す先生は 大神と舊縁太た深き隨て御事蹟は叙述簡にし
て漏さず聊かの恰せま者の如し讀者彼此對照先生の意を酌み併
せて予か微衷を察せよと爾云而已

明治三十五年四月下浣

中村 甚之助 識

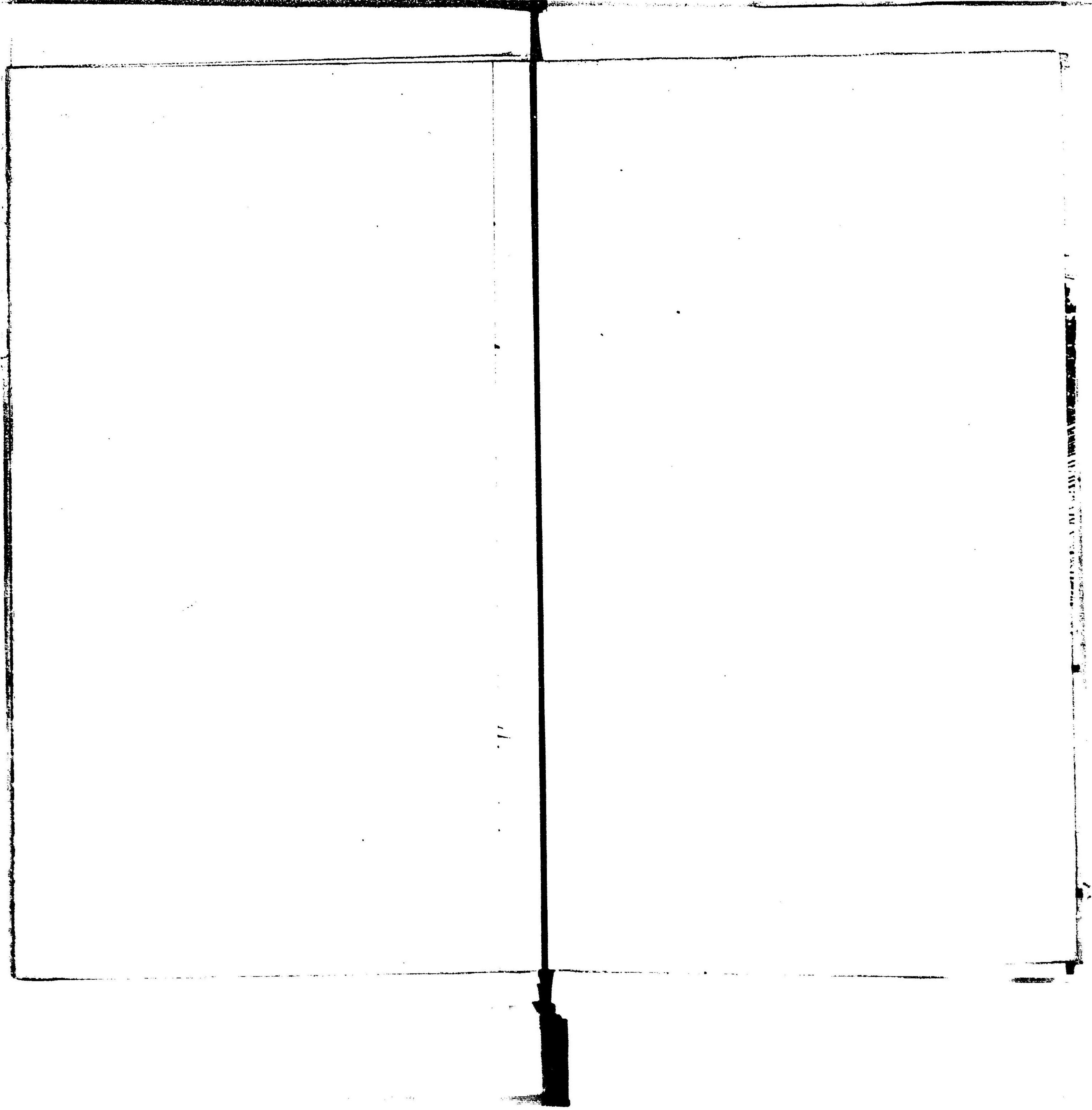
官幣中社諏訪上社



五

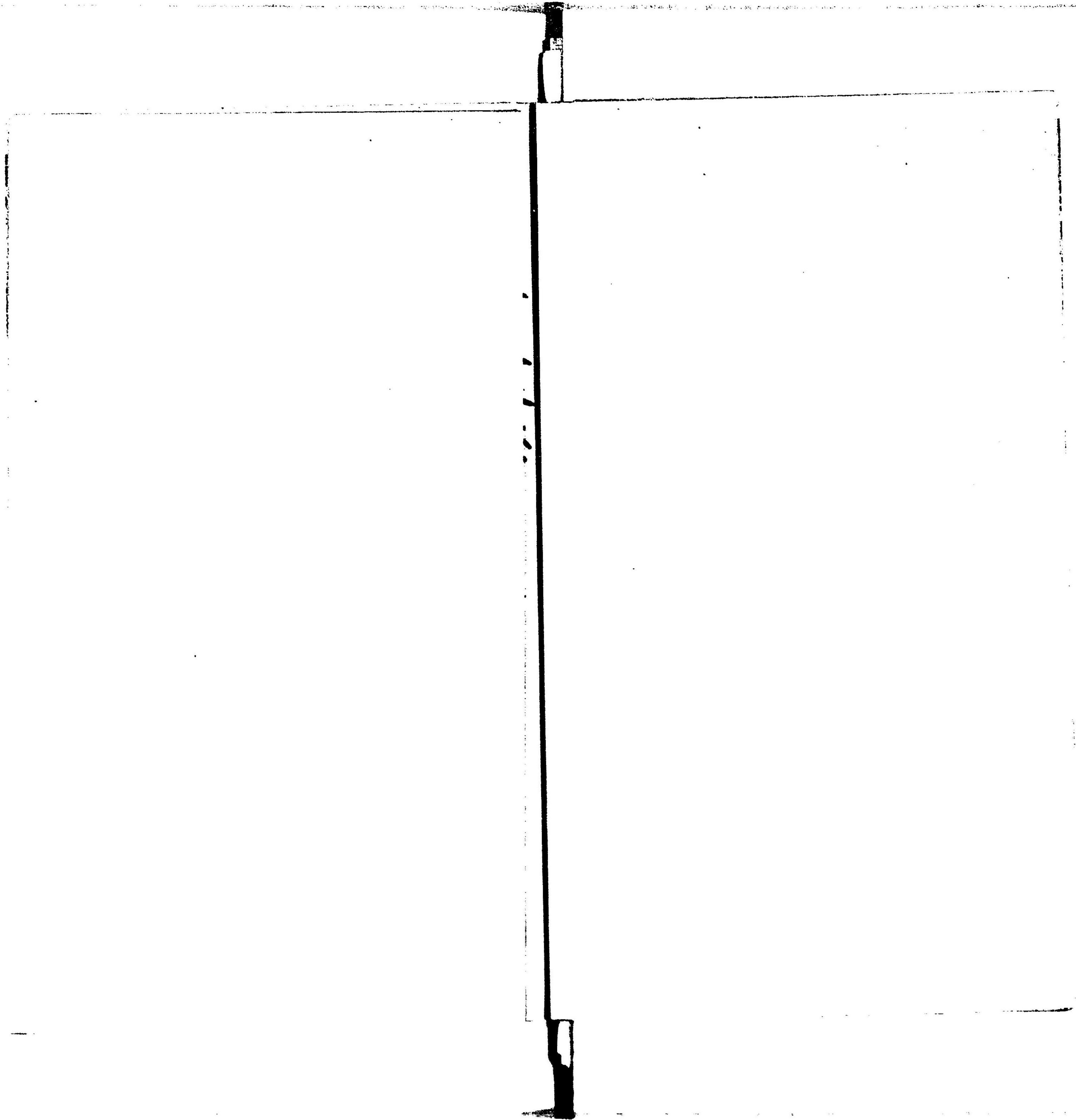
五

五



官幣中社諏訪上社前宮





官幣中社下社春秋宮





諏訪神社略縁起



來歴

故文學博士 栗田寛
故神朝臣 守矢實久編纂

神代卷に於て、四方大神と稱し奉るは、真海、高嶺、信濃國諏訪郡中洲村宮内、
其小宮にて、菅原朝臣の宮、神代卷に於て、御父は大國主命、御母は高志、河比
賣命、御兄は事代主命、次に建御名方命、即、御方后神を前入坂、刀賣命、村宮の
内字小町屋と白す。神代天照大神皇孫天津彦彦火瓊杵命を葦原
中津國に主と爲し給へんとし、經津主神、武甕槌神二神を天より出雲
國に降し、大國主命に同ひ給はく。此中津國は天神に奉るへし。大國主命
白さく。我子事代主命に同ひて後著へ白さん。事代主命白さく。父の命に
不違天神の詔に任に奉らん。又建御名方命に同ひ給ふ。命素より勇武に
座を以て千引の岩を手末に擧げ來て白さく。雖も我國に來て忍々く
物言ふ。然らば力競せんと。勇威を顯し、竟に科野國洲羽の海に到り給ひ

神勅乃慈敷なることを詳知し速に歸順の意を表し。我此地を除き他所に不行父兄の言の如く此國土を奉らんと誓言ふ此地に於り處す。其遷座即是なり。人皇五十四代仁明天皇に至り承和九年始て勅定あり神階五位を授け奉りしよし。文徳清和兩朝嘉祥貞觀年間三位二位に累叙せらる朱雀白川は御宇天慶永保年間に至り正一位に叙せられ賜ふ。降て天文二十二年後奈良天皇の御宇神長正三位神皇具禁中御修理の實と献せしかば天皇深く之を嘉賞し。醍醐方正一位南宮法性大明神乃御宸輪を賜ふ之を神庫に納む。醍醐の朝廷尊式勅撰の時名神大社に列し崇上の禮奠儀重に行はせらる。近くは嘉永六年十一月夷船渡來に付御國體安穩天下泰平寶祚悠久は勅願御祈より連年數度御新被仰出天文久二年十一月上下兩社へ御米三十石御寄附在らせらる。明治四年社格を制定せらるゝや國幣中社に列し猶 天皇陛下御尊敬不淺二十九年四月社格を官幣中社に進先づれ勅使を下之て奉告の祭祀を行はせらる

神威出現

諏方大神は御穂須々美命と白之又建御名方富命南方刀美命。日本第一

大軍神と稱へ奉るは何れも大神乃御名ありき(又諏方正一位南宮法性大明神と号す)上古より國家事ある時は勇武の靈應を現し内へ皇室を護衛す。外の夷賊を掃蕩することと以て其任となし給へり。故に神功皇后神教により三韓を親征ま給ふの刻。虚空より海上に兩將出現す。各一劍を横たへ衆箭を負ひ甲冑を帶する勢。其勇める顔色鬼神の如く。怒れる皆明星に似たり。依て棟梁の臣武内宿禰奏聞を經て其故を問ひ給へば。君異域へ發向の間。天照大神の詔勅に依て諏方。住吉二神守護の爲り奉すと答へ給ふ。皇后大に悦ひ即錦座を兩神にあたへ雪驪を花船に備へ雲帆に幣帛を捧げ歸敬二心なま。既に十月皇后黄金の甲冑を若し錦の旗玉の蓋をさしせ龍頭鶴首の舟船に召し海を航ま給ふ。此時神兵雲霞に如く化現す。諏方。住吉二神。殺葉。松枝乃族をわけ先陣に進み給へば群鳥鷹鷂虚空に飛びかけり。大魚波に浮び出て兵船を護り怒り異域に到る。船師海に滿ち旗旌日に耀く地祇震動し鐘鼓鳴動きて山川悉く震ふ。兩神族を翻すと稻麻に似たり時に湖水漲溢きて國中に及ふ一天開々として日月光を陰す。神風戰々として官軍又色を増す。新羅王云はく

是只事にあらず海東に國あり日本と云ふ聖主あり天皇と号す其國の
神兵なり兵を擧て防くべからずと自ら面縛して降降も又士卒。國籍。實
貨を捧げて皇船の前に降降す。加之毎年朝貢忘りなく本朝乃皇化に歸
ふ。高麗百濟の二王も亦不戰して歸伏し三韓悉く平く。異賊征伐は専ら
國方大神乃冥助なると古記に詳なり

桓武天皇御宇延暦二十年二月東夷安倍高九謀叛も。因て將軍坂上田村
麿に勅して討討せしむ。將軍山道を經て奥州へ下向の時心中に國方大
神を祈禱し神力にあらすんば泉夷を征すると不能遂に神靈を垂れ所
願を成就し給へと渴仰し信州に到るの時伊那郡と諏訪郡の堺大田切
と云ふ所にて一騎の兵客毅葉の藍摺の水子を若し鷹の羽の筒矢を矢
以葦毛の馬に乗り來る。將軍誰人そと問ひれば。當國に住人なり仕官
の志有て參向すと答ふ。將軍只人にあらずと則先陣として遂に奥州へ
趣き給ふ。其間多くの春風化現す。官軍皆奇異の思ひをなす。彼高九は居
城後の碧巖。前は青海綠石きびまぐ閉て人馬不通。官軍攻むるに術なく
信州の兵客に事の由を談す。兵客則海上に射禮を施す。兩軍不思議の事

をなし是致見れば流鎗馬の禮也。今の三ヶ九八的。乞垂。手挾の始め也。す。
遂に手挾乃鎗矢高丸れ二眼にあたり海中に落つ。頸を取て指上げ示せ
は官軍一同勝鬨をわく。其弊天地に鳴動す。高丸の餘賊是と見恐怖まて
歸降し須臾の間に又城廓悉く崩壞す。將軍神變に感し一軍掌を合せて
渴仰せり。夫より神兵先陣にて凱旋す。信濃國佐久郡と諏訪郡の界大宿
と云ふ所に到り兵客。裝束冠帯に改まる。我は是國方大神也。王威を守護
せんがため官軍に隨從す。既に賊首を將軍に渡し消すが如くに失せ給
ふ。歸京の後神助の旨趣を天聽に達せ宜旨を下し諏訪郡田島山野各千
町。毎年作稻八万四千束を給ひ神事は要脚にあてかゝる。爾來年中七十
餘度の神事付頭役持
獵各四ヶ度並に百餘ヶ度の狩獵今に退轉なし。是則彼將軍奏
上を經たるが故也

後宇多天皇の始め文永十一年十月蒙古並ひ來るの時。大神々威を現し
賊船漂倒するところと雖別に不思議の事なかりき。同天皇弘安二年六
月諏方社神事の時日中變異あり大龍雲に乗し西に向ふ首尾定りなら
ず是れ大神化現也本朝を加護せ給ふ勢なり。同四年五月元の將夏貴。范

文虎等襲ひ來り六百萬の軍艦大洋に連綿と大板を敷き人馬往來の二道を作り數多れ舟を備へ武備甚だ嚴重なり對後陣は續くと待と聞く。然るに七月晦日の夜一天俄に雲起り一群の黒雲立墜ひ暴風烈まく雷鳴。電光激發ま逆江怒濤忽ち天に漲る。其夥しきと言語に盡すへうらず爲先に數百萬の賊艦悉く顛倒。反覆。微塵に破れ軍兵殆ど波濤に溺れ沈没す。大神化現の御體は諏方社より筑西箱崎の社。博多の津にても同時に見えさせ給ふ。發向は諸將を始め軍卒何れも畏み九拜す。又凶賊も是を拜し逃歸せし者事の由を傳語まで神國の威力に恐怖し以後日本も敢するとなしといふ

明治廿七年朝鮮事件に於て清國が我日本帝國に對し國交に戻り信義を失ふ爲に我 天皇陛下宜、戰に詔勅を降し陸海の軍を奮え清國を征し給ふ。此役廿七年八月より同廿八年五月に至りて講和全く成る。其間數十回の激戰寡兵を以て多勢と戰闘すと雖一も敗を取りまとなし。忠良勇武は將校兵士と雖も神明の加護にあらずんば如何う勝を得べけんや。茲に 諏方大神は日本第一の軍神に坐を以て征清の役、遠近諸國

の人民旗幟を獻え寢食を忘れ皇軍の全捷兵士の健全を祈誓す其旗幟殆どを以て敷ふるに至る。既に黃海々戰の際一羽は靈應遙空より飛來り高千穂燈の橋上に留り敢て不去。艦長水夫に命して之を捕へしむ。平然として動かさ自ら喜て捕へられたるものゝ如し。實に戰勝の奇瑞。神明冥助を示す所なり。將校兵士懇に飼養す。偶侍從武官海軍少佐某。其言を銜て大同江に抵る。艦長語るに靈應れことを以てす。少佐聞て之れを奇とし携へて大本營に歸り狀を具えて奏聞し悉く天覽に供す。大元帥陛下深く喜ばせ給ひ其名を高千穂と命ま都重に之を飼ひしむ。其後同艦大連灣に至るの時不思議にも亦靈應來て橋頭に留る。二等兵曹某之を捕獲す。再度の祥光艦長始め大に喜悅し兵曹に賞を與へ後本營に奉る。名を有明と命せらる。嗚呼奇瑞なる哉。神功皇后三尊を征伐ま給ふ時。諏方。住吉兩神出現此時應及群鳥御船を守護し新羅に渡り大勝を得給ふ。抑應は諏方大神は使ひまひる靈鳥にまて上古より神應と稱し御狩に用ひ耕作の暴害を禦く諏方流とて一派の靈術あり既に定家卿鷹三百首の中に

集かろしの初とや出てと若鷹を

すはの御符にとりやかはま

御かりはの鷹一もとにさしてけり

はな紫の大結わしかは

解に 諏方の貴族に斗紫色の袷束すとより

是征清の役連戦連捷偉功を褒め武徳入寇に揚り皇威四表に輝き宇内強國人も大に畏敬するに至る。是れ全く大神の冥助による所と云ふ。神祇の國家を守護し給ふこと古今無別、神國の稱豈偶然ならんや、其他重祿枚舉に違わらず聊か神威の一端を記せる而已

御柱祭

神代諏方大神此國に到り給ひ内縣伊那外縣大久保久小縣水内高井及諸縣に御子神又隨從の神等を分任し其地を治めしり寅申の支干七年毎各縣に課して諏訪神社を造營なすまひる定則たり

但寶殿古新二字は寅年一字を改造と神興を遷し七年を経て申年古一字を又改造と此に遷座し奉る寅年申年建設の寶殿は各十三年と

經て輪轉改造す此則今に古へを存せり遷宮は六月寅日申年は申の日を以て執行す

桓武天皇の御宇一國貢稅永代の課役規式一層嚴重執行は則を定めたる該祭年には初春より國司の目代巡役の官人を大行事に差定め御符をさき國中要路に關をすえ神用を分配す一國は人民諸技の工匠を兼先經營そ氏人並に國中の貴賤人屋の營作をまます。材料を他國に出さす。殊に御柱の如きは大木數十本一本毎に一二千の力を採用するに至れり加之一國內首服婚嫁の禮をとり専ら式年造營乃大體を重んじ若し違犯の輩は必ず神罰を蒙ると云ふ。當初より造營は必ず年と越さるの例なり。御柱乃大木四本神社の四方に建るは神代宮造の遺風を萬世に後に殘して其他の殿宇は世運の進歩に従ひ土臺建れ製を用ひられ國內に課して式年造營を舉行せられまより近くは天正の頃に至るも造營と稱し信濃國中鄉村に祭費を賦課を以て祭を執行す各地は地頭騎馬にて出張し節重警衛す。德川氏の新政に至り其式減縮すと雖往古の例を存す諏訪神社より東方五里餘隔つる御小原嶽に於て正月

神事、此祭は軍陣費向に規式あり、在古は各郷村より犬三十二疋と出
之犬射原に於て犬退物を執行し、後御狩まで、鶴の御費を奉る例あり
一御射山御狩神事

國方神社は東方三里餘を隔て、御射山神社あり古の境内五十町四
方の原野と、七月廿四日此地に神官及國防藩主並に隨從藩士の總屋
を作らしむ、廿六日神官各駿馬にて登山す、先前宮拍手、湯上酒室、國
等比諸社に於て神事を執行し、夫より御狩まで御射山總屋に至りて
宿す、國防藩主士卒と出立武器を並へ祭禮を奉衛す、廿七日尾花の警
帛を奉り神事を執行し、後相撲會あり、廿八日神事前日に同之、廿九日
神事三日三夜總屋に宿りて下山す

往古は御射山御頭とて當國諸地頭結番を以て神役と勤む、此神事に
ハ鷹狩及歩射、小笠懸等ありて規式尤嚴重なり、古の四夜宿して三十
日に下山す

玉環集

金剛盛久

尾花ふく穂屋の光くもれ一むらに

まはし里あるあきけ御射山

鹿三百首

定家

かりてよくはやの薄の御射山に

かまはやふさや御懸なるらん

往古は大祭數ヶ度有と雖世の變遷に因て或は減縮し或は忘轉雖、然
其神事の次第ハ御狩の式にして流鏑馬、小笠懸、歩射、引目射又田邊、五
穀筒粥、田植等農事ハ古式あり、是大神庶民に耕作の業を教示し給ふ
遺風なり、小祭の分茲に略す、明治に至り祭日陽曆を用ひ書式何れも
一變す

因云國方下社は春秋二社、下諏訪町あり、上社の北に當り湖を隔て
ハ里程三里餘、往古神官あれども上社神官出張神事を執行せしと古
記に見えたり、既に同社武居祝乃如きは該社に奉仕し事務を管理す
永祿八年武田氏國方上下社祭祀再興の際も下社の下知書上社へ下
附せらる、今に上社の神庫に傳ふ、徳川氏執政の時、上社領千石、下社領
五百石を附けられしより別社れ如くなりしが明治改革乃刻又一社

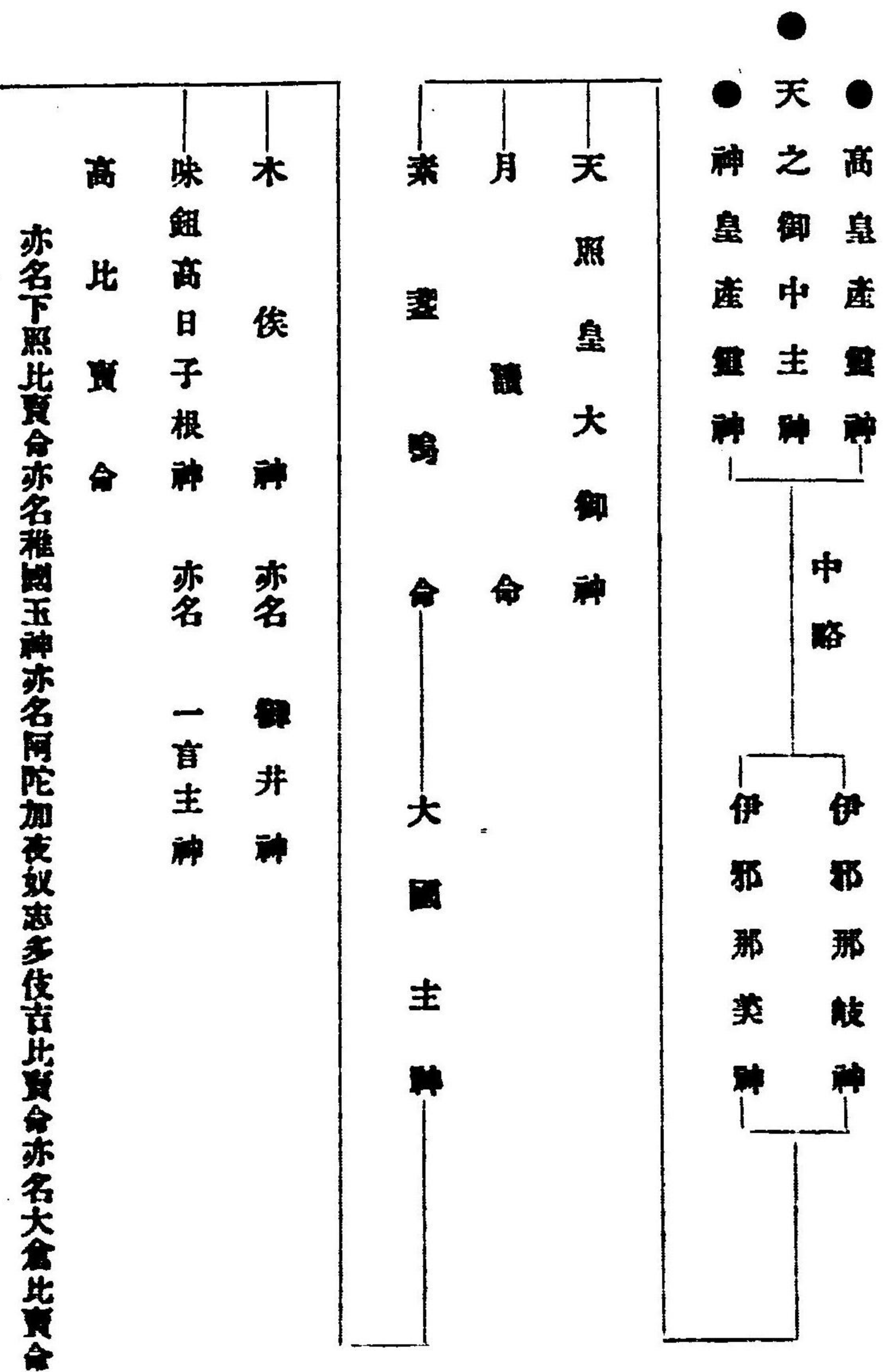
に復す

一下 社 遷 座 祭

正月元日先秋社神前に神饌を供し後、神官騎馬、社人奏樂して神輿に供奉し春社に遷し奉る

七月朔日神宮、社人春社へ出張、楊柳の帯及神饌を供し後、神宮社人元日の如く奏樂えて神輿に供奉し秋社へ遷座し奉る、此時鈴十二本、鹿敷本、鞍馬敷正又高島藩、弓、鐵砲を出し警衛す此日青柴垣を以て大船を作り幕よて是を覆ひ、蒲艇の像、蒲は釣竿を持ちと船中に飾り數百の人夫裸體にて之をかき秋社に至り三度社地を廻りて後相撲を執行そ、之次御船祭と稱す、御船の人夫以上社頭郷より之を出す例なり御船祭乃率諸説あれども何れも信玄殿し御船に飾れる蒲、艇の像は即建御名方命及后神八坂刀賣命二柱の大神、湖上に船を浮べ釣ま給ひ一遺風後世祭典の式とはなりしものなるべし

健御名方命御系圖



積羽八重事代主神

亦云天事代主神亦云都波八重事代主神

高照比賣命

賀夜奈洗美命

◎建御名方神

山代日子命

若布都主命

彦神別神

亦云健御名方宮彦神別命

此者坐信濃國水内郡神也

庭津女命

麻脊神

八須良雄神

武彦根神

智努神

抄南豆良姬神

多津若比賣神

多留比賣神

伊豆早雄命 亦名出早命

元慶二年二月叙正五位下

建志名神

全二年九月十六日叙從五位下

妻科比賣神

貞觀五年二月十四日叙從五位上

別水彦神

與波岐命

佐久郡新海神社

片倉邊命

羽若彦命

遠州磐田郡若御子神社

八杵命

都麻屋美豆比賣神

箭津安賀多神

亦名八縣宿禰神
亦云佐和惠多長六老彦神
貞觀十年三月九日叙正五位下

外安賀多神

内安賀多神

大縣神

伊津早姬神

草奈井比賣神

可毛羽神

若木比賣神

兒玉彦命

上津御玉神

下津御玉神

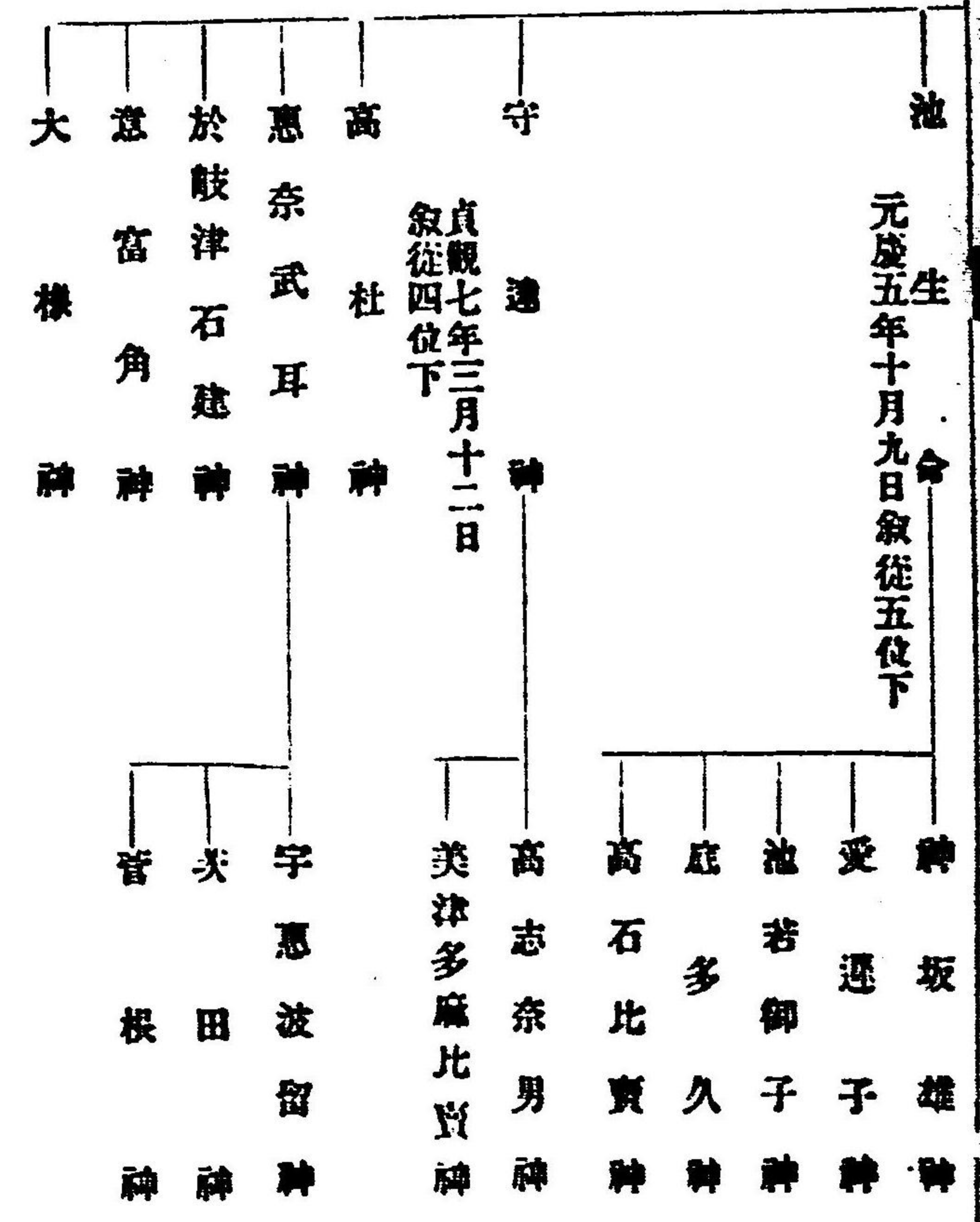
久留須神

比良父神

八那女神

倉稻立主神

池生命
元慶五年十月九日叙從五位下



故實久大人ノ遺稿 諏訪社略縁起をこたひ似本ぬしか
文となしよにいたされしとはきて

小尾保彰

攝まくも、かしこけれども、いはまくも、かしこきかもな、みまかたけ、
神のみことばは、八雲たけ、いづもれ國ゆ、たよしまた、洲羽乃國へど、こ
したまひ、すの湖邊に、みやはしら、木まきたて、よ、どこしへに、まつ
まりませる、大神のたうきみいつを、雄々しくも、よの人みまに、まら
せまく書に傳マりて、いく千代も、傳へむものど、一すちに、つとむる
ぬしの、まこゝろを、神もよしとや、めつるをるらん

みまうたの神はみいほのことわりを

かきしはさみかほまれなりけり

附 録

神事祭典日附

上 社	蛙 狩	一月一日	田 遊	一月十五日
野 出	一月廿八日	小立坐	四月十二日	
御頭祭(正祭)	四月十五日	押立侍狩	五月二日	
御狩神事	六月廿七日	紀念祭(社格昇進)	七月十日	
御射山祭	八月廿七廿八兩日	相摸神事	九月十五日	
小立坐	十一月廿八日	煤 拂	十二月廿七日	
下 社	笛 粥	一月十五日	御遷坐祭	二月一日
御作田祭	六月三十日	紀念祭(社格昇進)	七月十一日	
御船祭	八月一日	相摸神事	八月十七日	
御射山祭	八月廿七廿八兩日	煤 拂	十二月廿八日	

諏訪上社攝末社左の如し

(神社の二 字を略す)

- 一 政所 若御子社 内御玉殿 柏手 溝上 穂股 鶴冠 御室
 - 子安 荒玉 (以上前宮社内)
 - 一 荒御玉 藤島 若宮八幡 御作田 武居惠比須 (以上神宮寺區)
 - 一 相本 下馬 磯並 瀬宮 磯並山神 玉尾 (以上高部)
 - 一 淨炊殿 長麻 御釜 出早雄 大國主命 奉代主命 神功皇后 國常立尊
 - 一 中部屋(舊諏方大祝館中) 習焼(南真志野) 琴宮(北真志野) 千鹿頭(有賀)
 - 小坂鎮守(小坂) 小玉石(湯之島) 先乃宮(大和) 手長 (上諏訪町)
 - 八劔(小和田) 萩宮 美會宜 足長(以上上桑原) 金子鎮守八幡(下金子)
 - 葛井 大蔵 達屋 酢藏 犬射原 御坐石 (以上永明村) 龜石
 - 千野川(以上茅野) 酒屋(坂室) 關座(室内) 御射山 大四ッ御座
 - 山御座(以上御射山) 御頭御射宮司社(十ヶ社)
- 諏訪下社攝末社左の如し (全上)
- 一 御射山 兒宮 八千戈 大元尊(以上御射山) 出早雄 小菰(以上横川)

青塚 御作田 浮島 内御玉戸 外御玉戸 子安 上段方
 皇大神宮 稻荷 鹿島 千尋 入輪 専女 天満宮 倉船 御室
 八坂加茂下上子安三坐相殿 (以上春宮秋社近傍にあり)
 一木落 斧立 (以上三社御射山道)

諏訪七不思議

○湖水神幸 ○元旦蛙藏 ○五穀筒粥 ○高野鹿比耳割 ○御作田
 ○葛井清池 ○寶殿湧水

諏訪七石

○御座石 (矢ヶ崎) 御香石 ○磐石 ○硯石 (以上諏訪上社内) 小袋石 (磯邊)
 ○小玉石 (湯之脇) 龜石 (宮川龜石社下)

諏訪七木

○櫻稱木 (栗澤) 榎稱木 (真志野) 峯稱木 (高部火燈山) 檜稱木 (神之原)
 ○松稱木 (神殿内) 榎稱木 (室内) 柳稱木 (矢ヶ崎)

明治三十五年五月三日印刷
 明治三十五年三月七日發行

定價金拾五錢

編纂者

守 矢 眞 幸

長野縣諏訪郡宮川村六百四拾九番地
 故守矢實久相續者

全縣全郡全村五百五拾三番地

校 正 者

中 村 甚 之 助

全縣全郡上諏訪町千三百九拾六番地

印 刷 人

藤 森 哲 郎

全縣全郡宮川村五百五拾三番地

發 行 所

中 村 甚 之 助

全縣全郡全町全番地

印 刷 所

文 林 堂 活 版 所

116
189

長野縣上野村町

發賣所 日新堂

全縣全郡全町

全 盛文堂

全縣全郡全町

全 三光堂

全縣全郡中洲村宮之前

全 信愛堂

全縣全郡下野村木之下

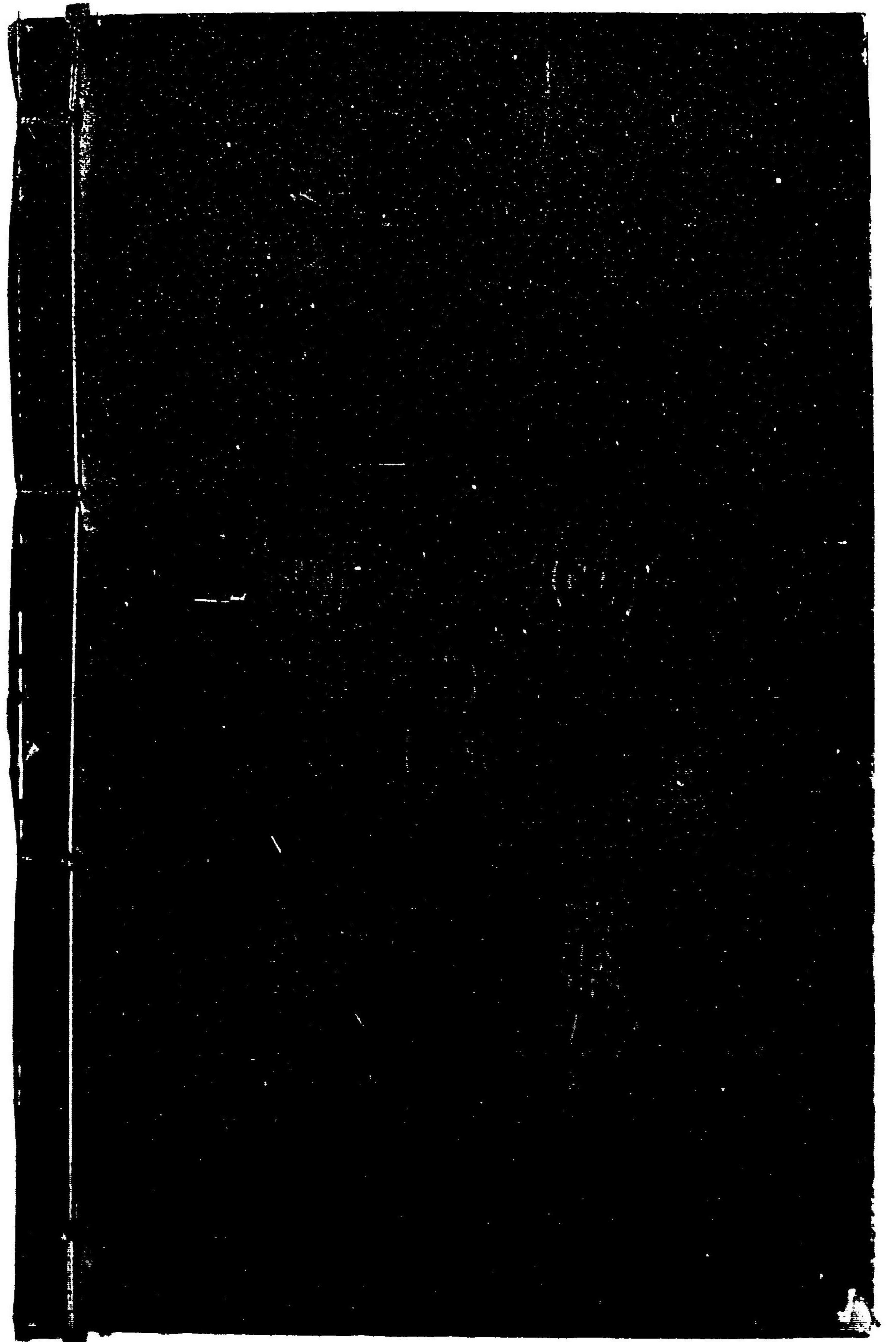
全 松葉園

全縣全郡宮川村茅野

全 藤原屋

113

[Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page]



諏訪神社略縁起

116
189

014309-000-9

116-189

諏訪神社略縁起

守矢 実久 / 編

M35

ABB-0652

|||| |||